

秋田県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおりにかほ市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和3年6月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年5月26日から令和6年3月15日まで
- 3 作業地域 にかほ市地内